

富山地方鉄道立山線魅力発信情報誌作成業務委託仕様書

1 委託する業務名

富山地方鉄道立山線魅力発信情報誌作成業務委託

2 業務の趣旨・目的

富山地方鉄道立山線（以下、「立山線」という。）については、路線の存続のため、行政と民間事業者との連携によるプロモーション等を強化し、観光路線として持続可能性を高めることとなった。

立山線は立山黒部アルペンルート（以下、「アルペンルート」という。）への重要なアクセス手段であるが、持続可能性を高めるためには、アルペンルート以外の魅力も発信して利用者を増やす必要がある。本業務は、立山線自体の魅力及び立山線沿線における観光・立ち寄りスポット等の魅力を広く情報発信するためのフリーペーパー形式の情報誌（以下「情報誌」という。）を作成することにより、アルペンルートへの観光だけではなく立山線を利用して立山線沿線の観光・立ち寄りスポットへ来訪したくなる動機づけを行い、立山線利用者の増加を図ることを目的とする。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 委託業務の内容

委託する業務の内容は、次のとおりとする。なお、業務の遂行にあたり、事業を円滑に進められるよう、具体的な取組みについては、富山県と協議の上、実施すること。

(1) 本業務のターゲット等の設定、見直しの提案

(ターゲットの考え方（富山県初期設定）)

本業務におけるターゲットの考え方は下記表に示すとおりとする。

価値観	<ul style="list-style-type: none">・アルペンルートは二度目以上の来訪である等、有名観光地の他にあまり知られていない場所や混雑の少ない場所の情報を求めている。・旅先でのローカル体験・地域の日常に触れたい。・SNSに映える景色・体験とともに、リアルな体験も重視
訴求内容	<ul style="list-style-type: none">・「立山は登山・アルペンルートだけじゃない」という認識の提供・ローカル鉄道ならではの車両、車窓からの景色、駅舎の魅力による旅情の演出・沿線の知られざるスポット・グルメ・温泉などの穴場情報・富山駅からの乗り継ぎアクセスの良さ・交通利便性

(ターゲットに起こしてもらいたい行動変容)

- ・本業務においてターゲットに起こしてもらいたい行動変容は以下のとおりとする。

行動変容	<ul style="list-style-type: none">・本情報誌を参考に立山線を利用した沿線の観光・立ち寄りスポットへの来訪も組み込んだ旅行を計画する。・来訪後にSNS等への投稿による自発的な情報拡散を行う。
------	--

(ターゲット見直しの提案)

- ・本業務の目的を達成するために、より効果的であると判断できるデータの蓄積がある場合等は、その根拠とともに県に対して助言及び提案を行い、ターゲットの見直しについて、協議するものとする。

(2) 委託業務の概要

受託者は、次に掲げる業務を一括して実施するものとする。

- (ア) 情報誌の企画・編集・デザイン
- (イ) 取材・撮影・原稿作成
- (ウ) 情報誌の印刷・製本
- (エ) デジタルコンテンツ（電子版）の制作
- (オ) 情報誌の配布先への渉外・交渉、配送及び配布管理

(3) 情報誌の仕様

(ア) 基本仕様

項目	内容
媒体形式	フリーペーパー（無料配布）
作成部数	10,000部以上（提案時に明記すること）
判型	A4判、B5判、A5判等（提案時に明記すること）
ページ数	8ページ以上（表紙・裏表紙含む。提案時に明記すること）
印刷	フルカラー
用紙	マット紙、コート紙等（提案時に仕様を明記すること）

(イ) 掲載内容

情報誌に掲載する内容は、4(1)に定めるターゲット設定を踏まえ、立山線自体の魅力及び沿線の立ち寄りスポットへのアクセス・周遊方法も含めた楽しみ方に主眼をおいたものとし、以下の項目を参考に受託者が企画・提案するものとする。なお、掲載内容は発注者との協議により決定するものとする。

○立山線自体の魅力の発信

- ・車窓からの景観、車両の魅力、駅舎・駅周辺の風景等

○立山線沿線の立ち寄りスポットの紹介

- ・各駅周辺の観光地・文化施設・神社仏閣・景勝地・商業施設（飲食店、カフェ、土産物店等）、体験型コンテンツ、温泉・日帰り入浴施設 等
- ・立ち寄りスポットへのアクセス方法（バスやレンタサイクル等の二次交通の他、電車への自転車の持ち込み等の立ち寄りスポットを周遊できる方法を含む）も含めて具体的な観光コースを提示すること

○その他発注者が必要と認める内容

(4) 取材・撮影

受託者は、情報誌掲載内容に必要な取材・撮影・原稿作成を一切含めて実施するものとする。

- ・取材に要する費用（旅費・交通費・謝礼等を含む。）はすべて委託費に含むものとする。
- ・沿線の観光施設・店舗等への取材交渉も受託者が行うものとする。

(5) デジタルコンテンツ（電子版）の制作

項目	内容
形式	PDFデータ、ウェブブラウザ上で閲覧可能な電子ブック形式等（提案時に明記すること）
対応端末	PC、スマートフォン、タブレットで閲覧可能なこと
更新機能	掲載情報（営業時間・イベント情報・アクセス等）が変更された場合に、発注者又は発注者が指定する者が容易に内容を更新できる仕組みを設けること
URL・QRコード	電子版へのアクセス用QRコードを冊子版情報誌に掲載すること

(6) 情報誌の配布

(ア) 配布の概要

受託者は、情報誌について配布先の提案を行い、渉外・交渉から配送まで一括して実施するものとする。配布に係る一切の費用は委託費に含むものとする。

(イ) 配布先の設定

受託者は4（1）に定めるターゲット設定を踏まえた配布先候補及び各配布先への配布部数を提案書に明示するものとし、発注者との協議を経て決定するものとする。

（ウ） 配布管理

受託者は配布先ごとの配布部数、配布日時等を記録し、配布完了後に発注者へ報告書を提出すること。

5 業務スケジュール

受託者は、詳細スケジュールを企画提案書に記載し、契約締結後速やかに委託者と協議のうえ確定すること。

6 成果指標（K P I）

受託者は本業務の効果測定のために必要な成果指標を提案し、契約締結後速やかに委託者と協議のうえ確定すること。

7 成果物及び提出物

受託者は、本業務の成果物として以下を納品するものとする。

成果物・提出物	仕様
情報誌 (印刷物)	配布及び予備として発注者へ一定数納品
情報誌データ一式	印刷用データ及び編集用データ一式
電子版データ一式	電子ブック・PDFデータ及び更新用データ一式、管理権限の引き渡し
配布完了報告書	配布先・配布部数・配布日時等を記録したもの
業務完了報告書	業務全体の実施内容・成果指標をまとめた報告書

8 その他業務実施上の条件

- （1）本業務により作成された情報誌（印刷物・電子版を含む）、撮影写真、原稿、デザイン等に関する著作権その他の権利は、別途協議の上で定める場合を除き、発注者に帰属するものとする。受託者は第三者の著作権等を侵害しないよう適切に対処するものとする。
- （2）受託者は、本業務を遂行するにあたり知り得た情報について、個人情報の保護に関する法律及びその他関係法令を遵守し、適切に管理するものとする。
- （3）受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。業務の一部を外注する場合は、あらかじめ発注者の承認を得るものとする。

- (4) 発注者は、業務の進捗状況を定期的に確認するものとし、必要に応じて受託者に対して報告を求めることができる。成果物の検査は発注者が行い、不備のある場合は受託者において修正を行うものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議の上決定するものとする。
- (6) 本仕様書はプロポーザル用であり、採用者とは内容を別途協議の上、契約を締結する。
- (7) 本事業は、国の交付金を活用した事業であることから、会計検査等の対象となるので、必要に応じて、証拠書類等の提出を求める場合がある。